

特集4 / シンポジウム「今ふたたび平和と宗教と公共を問う」

日本政治において改憲問題や天皇の生前退位問題が重要になる中で、神道をはじめとする宗教と政治との関係が注目されるようになってきている。そこで、公共哲学の視点に基づく小林正弥『神社と政治』（角川新書、2016年）が刊行されたのを契機に、地球的な規模での公共的平和という観点から神道やイスラームに関して議論する特別合同シンポジウム「今ふたたび平和と宗教と公共を問う」（2016年10月16日、上智大学グリーンケア研究所・身心変容技法研究会／地球平和公共ネットワーク共催：国際基督教大学平和研究所／千葉大学地球環境福祉研究センター協力）が上智大学で開催された。

『公共研究』第3巻第1号（2006年）で「スピリチュアリティと平和」という特集を組み、鎌田東二氏にも執筆していただいた。このシンポジウムは、その際の問題意識を引きついでいると言えよう。上智大学の身心変容技法研究会（科研基盤研究A：研究代表 鎌田東二）と協力して、その3講演（司会：千葉真・国際基督教大学特任教授）の記録を加筆修正して掲載する。

なお、講演記録そのものと、その後で行われた討論については、身心変容技法研究会のサイト（<http://waza-sophia.la.coocan.jp>）における研究会の記録で読むことができる。

神社と政治

——今ふたたび平和と公共を問う

千葉大学大学院人文社会科学研究所教授

小林 正弥

公共性の観点からの神社に関する包括的議論

9月に『神社と政治』を角川新書から出版を致しましたので、そのアウトラインを軸にしながらお話して、その後に現れた天皇の生前退位問題についてもふれたいと思います¹。今年の初詣のときに一部の神社が改憲署名のブースを出しているということがメディアで話題になりました。私も取材を受けてコメントをして文章を書いたことがきっかけになり、執筆の依頼を受けたわけです。私は神社や神道の専門家ではございませんので戸惑ったのですが、単に政治や改憲問題との関係だけではなく、もっと広い公共性の観点から神社をめぐるさ

¹ 生前退位問題については主として討論で述べていたが、講演の中に組み入れた。

まざま問題について包括的に議論するということにお引き受けしました。その後、安倍政権との関係で日本会議について批判的な本が増え、ベストセラーになったりもしてきて、「神社と政治」は公共的にも非常に重要なテーマに浮上しつつあります。

その中で公正にさまざまな立場を紹介するというスランスでこの本を執筆しました。専門家ではないので、いろいろな方々にインタビューをしながら本を作ることにしました。ハーバード白熱教室以来、対話を強調しているのですが、対話的なアプローチによって作ったのです。地球平和公共ネットワークの縁でまずは鎌田先生にインタビューをしました。この本の最後には、特別対談というかたちでインタビューや対談のエッセンスを紹介しています。スペースの関係でそこに収録できなかった内容を、本文の方でも説明しています。

改憲署名運動を一番積極的に行った東京都神社庁の庁長（小野貴嗣宮司）や、シンポジウムなどを通じて知り合った千勝神社の千勝良朗宮司のインタビューを行うことができました。京都大学名誉教授にして秩父神社の宮司でいらっしゃる菌田稔先生や、國學院大学の若手研究者で優れた業績を出していらっしゃる藤本頼生先生にもお話を伺うことができました。

その中には神社本庁に関わりのある方もおられますし、鎌田先生は反神社本庁の立場と自ら言われていらっしゃいます。世の中から見ると、神社に関係する人々には、安倍政権を支持して改憲を目指す運動を支援しているというイメージが強いわけですが、それだけではない多様な考え方が神道の中に存在するということも、明らかにしました。

4つの問い

政治的論点とともに、まず第1に宗教性の問題を重視しています。最近のパワースポット巡りとして神社にお参りする方もいらっしゃるということなので、神社の人たちの考え方との関係についても論じています。

それから、地方消滅が話題になって、人口減によって地方のコミュニティあるいは自治体の消滅が問題になっています。当然、その地方の神社・仏閣も維

持が難しくなるわけです。これが2つ目の問題です。

3つ目が政治的な問題です。ある自民党の議員が北海道の補選に行って、巫女さんを連れだそうとしたところ、「自民党なんか嫌いだ」と言われて「巫女さんのくせになんだ」と言ったとメディアで話題になりました。神主さんや巫女さんは当然自民党側だと思っていたのでしょうか。こういった政治との関係をどう考えるべきなのか。

第4点は、いまグローバル化と言われていますが、国際化の中で外国人と神社の関係、あるいは神道との関係はどうなんでしょうか。

こういった事柄を問いとして冒頭に掲げ、これに対して答えを考えていったわけです。

政教分離との関係

改憲運動に関しては、第1章に、本のきっかけになった WEBRONZA 掲載の拙稿「神社が改憲運動をしていいのか——『宗教の公共性』に照らして考える」（2016年2月）の一部を改訂して収録致しました。こういうことを神社が行うのは政教分離に反しているという批判もあったからです。「政教分離とはそもそもどういうものか」という論点に関わってくるので、専門家の議論を参照しながら考えてみるに、政教分離のもともとの意味は、「特定の宗教団体と国家が分離をする。そして、双方が非干渉で自律的である」ということです。従って、「宗教団体が政治に関わってはいけない。政治活動をしてはいけない」という意味ではないので、「神社の改憲運動自体が政教分離に反しており、違憲である」とは言えないわけです。

「宗教が公共的な発言をする、活動をする」というのは、私は非常に重要なことだと考えております。なぜならば、政治経済というのは利害関係から議論がなされていることが多いわけですが、それを超えて理念から政治経済について考えるという視座を提供する意義を持つからです。

例えば「安保法」で、キリスト教や仏教の団体がそれぞれの宗教の観点から反対声明を行ったというのも、そういう観点から貴重なことだと考えているわ

けです。こんにち、神社も民間の宗教団体になっているわけですから、その観点から政治的な発言を行うということは、その内容に賛成するか反対するかということとは別に、やはり尊重されるべきことだと思います。

ただ、そうであるからこそ、宗教的な論理や考え方と、その政治的な発言の関係性を明確にする必要があるだろうと思います。ところが、神道の政治運動では例えば「国柄」というような言葉をよく使っていて、世俗的なナショナリズムのような主張をしていることが多いのです。

しかし宗教的な観点からの議論であれば、通常の世俗的ナショナリズムとは違う論理が明確にされるべきだと思うので、そこについて公共的責任があるのではないかと述べました。

神社や神道とは？

となると、「神社や神道とはどういうものなのか」が重要になってきます。日本人は多くの人がお参りに行っているので、神社や神道について一定のイメージは持っているけれども、詳しくは知らない人が多い。そこで鎌田先生をはじめ、宗教学者や神道の専門家の本を参照しながらまとめて書きました。

神道は宗教なのかどうか。ここからして大きな議論があります。拙著の第2図（50ページ）では上下に分けて、神道を「習俗や習慣と思っている人」と「宗教として考えていたり、宗教として関わっている人」という両方を示しています。実際に調査の結果、今日では神道を習慣のように見ている人が相当多いのです。そういう人から見ると、政治的な活動に違和感が生じるのも当然と思えます。

そこで、本の初めの方では、神社や神道のエッセンスを公共哲学の観点からなるべく分かりやすく説明をしてみました。その中で重要なポイントを少しだけ申し上げておきますと、キリスト教やヨーロッパの世界観では創造という考え方が強いのに対して、神道をはじめとする東洋の思想では生成といった発想が強くて、自然の世界との親和性や調和性がある。生成するという考えは、いつまでも一つの立場に止まっているわけではなくて、それまでの歴史や伝統を

尊重しつつ展開していくということを意味しています。そこで神道の歴史を振り返り、私なりに6段階に分けて説明を致しました。

政治との関係を考えるときに、「神道とか神社はこういうものだ」という前提で議論が進んでいくことが多いわけですが、実際はそのイメージが明治時代以後にできた国家神道に基づいていることが多い。それをさらにたどってみると、古代の国家ができた段階の神道にさかのぼります。大和朝廷が神道を国家の宗教としてつくり、『古事記』や『日本書紀』を編さんして神祇官などの官制をつくったのです。

ただ、より深く考えてみると、もっと原始的な時代の神道、アニミズムやシャーマニズムが非常に色濃かった時代の信仰もあります。また中世の時代になってくると武家の時代になりますから、必ずしも古代の国家のような神道ではなくなります。神道は天皇を中心にしていますが、天皇は権威の担い手となり、それとは別に権力は武家が持つようになりました。権力と権威が分化したのです。そういった時代の神道の中には、神秘的な要素を強調する思想も現れてきました。江戸期には、吉田家という家が神道を幕府に委託されるようなかたちで大きな力を持ちました。そして明治以降は国家神道となり、戦後になると国家と分離されたわけです。

ですから、それぞれの時代の特徴があり、その思想や教えの中身、政治との関係も非常に大きな差があるわけです。そのように考えてみると、時代の変遷とともに神社や神道にはさまざまな多様なかたちがあり、それを前提にして政治との関係も考えていく必要があります。

「古代の国家神道を近代において復興させようとした」と戦前の国家神道を見ることができると思いますが、明治維新直後は国教にしようという考え方があったのです。しかし明治時代ですら、ヨーロッパとの関係とか、国内の仏教徒との関係に配慮せざるを得なくて、神道の内紛もあって国教化はできなかった。だから戦前の国家神道というのは、国教ではなく、国家の公的な祭祀であるとされていたのです。そういう意味で「道徳や儀式であって宗教ではない」とされていました。行政的に見ると宗教ではないわけだから、「宗教の教えを説

くべきではない」という考え方が強くなり、宗教的な考え方そのものは、強調できなくなったのです。

そこで今でも、神社を考えるにあたっては宗教性を必ずしも強調しない場合が多いのです。お祭りを強調するという考え方や、多くの人々が神社や神道を習慣のように考えている背景として、そういった時代の影響もお残っていると思えるのです。だから、神社が政治運動をするときに宗教的な考え方が明確に出ないというのは、戦前以来のそういう性格が現れているのではないのでしょうか。

コミュニタリアニズムと神道

コミュニタリアリズムという公共哲学では、それぞれの思想を内在的に理解して議論することを重視しています。例えば神社や神道を外から批判するというだけではなく、その思想や実践の中身から考えていく。そのときに、いまはこういう考え方が主流だと思われていても、同じ伝統的な思想から別の考え方も解釈として成り立つし、別の主張もあり得る。たとえばユダヤ教の伝統の中でも、ある考え方だけが出てくるのではなくて、別の考え方も現れうる。同じことが神道にも言えるだろうと考えるわけです。

そういう目で見ると、神道や神社の考え方の中からも、いま主流だと思われている考え方以外の多様な可能性がある。例えば有名なところでは、エコロジーという言葉をつくった南方熊楠という民俗学者は当時の神社界の主流の考え方に反対しました。後に神社本庁設立に大きな役割を果たした葦津珍彦という人も、戦前は東条英機の体制に反対したわけです。

もう一つのポイントとして公共哲学では、公共とは何かということを中心に考えていくので、公と私の関係に注目をしています。公共というのは、公と私を媒介するものと考えることができる。たとえば国家ではない民間の私的な立場から、ボランティア活動とかNPOやNGOとして公共的な活動を行う。そこで行われる活動の中身というのは国家とも関係をする。それが政策になった場合には公的なものになっていくわけですし、公的な行政との関係、政策との

関係も出てきます。その意味で、民間の立場、私的な立場だけれども公共的な意味を持っていて、それは国家などとも関係をする。

そういう目で見ると神社本庁は、戦後GHQによって国家神道が解体をされて、やむを得ず民間の宗教団体として成立したわけですが、公共性は大事だという考え方があって、それをなんとか回復しようとした。そこに一種のパラドックスがあって、民間になっているのだけれども公共的な活動をしたと考えた。

その意味では、「民の公共」という立場に好き嫌いを問わず置かれている。公共性を回復しようとした結果、「民の公共」という性格を持つようになったという面があると思います。ただ、公、つまり国家との関係を回復したいという気持ちちが改憲などを目指す政治運動につながったわけです。

もう一つのポイントとしては、コミュニタリアニズムではコミュニティが大事と考えますが、国家だけではなくて、ローカルなコミュニティや国家を超えたグローバルなコミュニティを考えています。そういう観点から見てみると、神道や神社の歴史では、地域とか家族のコミュニティに関わる性格が強い。他面で、国家を超えるコミュニティに注目した流れもあります。実際に戦後には例えば、代表的な民俗学者である柳田國男や折口信夫はこれらの方向をそれぞれ重視しました。柳田は、日本固有のものとしてローカルな民俗的な信仰を重視しました。折口は、国家を超えた人類教が、天皇制と切り離された後の神道の行くべき方向だと主張しました。このようにさまざまな層に対する着目はあったわけです。

しかし、神社本庁においては国家との関係に重点を置く考え方が強かったのです。コミュニティという観点から見れば国民と国家は違うわけですが、このような区別はあまり明確でなく、国家を重視しているのです。

そこで、それぞれの層について考え、まずはローカルやコミュニティや家族の信仰から議論を始めました。『公共研究』第11巻第1号(2015年)では「公共哲学としての民俗宗教——祖霊信仰と密教の靈性意識」(渡邊知毅)という論考が投稿されて掲載されています。公共哲学というのは、難しい哲学ではなく

て、人々が理解し、行動や政策の指針とするような考え方です。そう考えてみると、確かに祖霊信仰のようなものも公共哲学であるという主張が出てきてもおかしくないと思って、それに対して私が応答を行ったのです。そういった議論も紹介しつつ、祖霊信仰から考察を進めました。

伝統的には共同体や家族が一つの考え方に基づいていることが多かったということとは否定できないけれども、「より多様な、公共的な考え方に開いていく」という観点で祖霊信仰を考え直して、宗教性をもう一度活性化する可能性があるのではないかと。そう論じました。

次はローカルなコミュニティです。ここはとても重要なポイントで、先ほど言った地方消滅は、まさにローカルなコミュニティの衰退の問題です。もともとの神社や仏閣はコミュニティの中の精神的拠点という役割を持っていたし、キリスト教の教会もそういう意味を持っていたわけですが、今ではそういった機能が非常に衰退しています。人口が減りつつある中で、ローカルな精神的拠点として神社をよみがえらせることができるかどうかは神社衰退の問題に関しての大きな鍵になる。そこでインタビューや対談をした先生方に、そういう可能性があるのかどうかということをお聞きしました。答えには、かなりの共通性がありました。

その中で、例えば「人生のよろず相談所のようなかたちで神社を発展させる可能性がある」という考え方や、衰退している地域においては都会に出て行った人たちにお祭りのときに戻ってきてもらって協力してもらうとか、外部の人とのネットワークによって神社のお祭りを維持するというような可能性があるのではないかという意見がありました。難局を突破する可能性に期待して、それらを紹介したのです。

実際、コミュニティの神道という考え方は、コミュニティの共同性や公共性の問題と大きく関係します。コミュニティ内部の同質の考え方は共同性に関係しますが、外部の人との関係は公共性に関わるので、これが神社衰退を回避するための一つの鍵になるのではないかと思ったわけです。

公共的活動としては福祉についてもふれています。他の宗教において福祉の

活動は相当見られることですが、神社においてもないわけではない。ただ活発とは言えないので、それをもっと活性化していく可能性があるのではないかとこの考え方も紹介しました。

神社本庁の考え方

この本の後半では政治問題そのものについて焦点を合わせています。神社といっても、神社本庁の傘下にある神社だけが全てではなく、それとは独立している神社もありますし、別のグループもあります。伝統的な神社ではない新宗教系の神社もあります。ただ政治との関係の問題になると神社本庁が政治運動をしているので、それを簡単にまとめてみました。

先ほど述べた葦津珍彦という人が、戦後に神社本庁をつくるときに大きな影響を与えました。当時是一个の宗教のように教義をつくるという意見もあったわけですが、さまざまな神社がそれぞれの由来を持っていて考え方に多様性があるので、それを尊重する結集体としてスタートしました。中心を伊勢神宮に置きながら多様性を尊重するかたちで結成されました。

しかし思想的には、戦後の神社は民間の宗教法人ということになりましたので、「宗教としての考え方や性格は何なのか」ということが問われるようになってくる。共通する考え方を明確にできるかどうかという議論がなされたのですが、結果的には統一的な教義はつくれないことになったのです。

その中で標準的なものとして定着をしてきたのが「敬神生活の綱領」というもので、神道的な「善い生き方」に相当するものだと思います。ここに正統的な考え方を見ることができま

す。鎌田先生にインタビューして驚いたのですが、その恩師の一人が小野祖教という方で、この人が戦後に國學院大学から教職追放の対象となり、神社本庁に移って、そこで原案をつくられてまとめられた。その後、また國學院大学に戻られたわけです。

統一的な教義の作成はできないけれども、標準的な解釈をつくろうと小野先生たちは努力されたのです。しかし今でも結局はできていません。その代わり

に神社本庁憲章というものができて、そこでは「尊皇」という言葉が入っています。「敬神生活の綱領」には入れられていないので、天皇崇拜という要素がその後に強くなってきたと思われます。

国家の神道と国民の神道

こういった流れを概観してみると、一方で神社にはいろいろ多様性があるが、その中に共通の宗教性を求めようとする。この間のジレンマがあります。もう一つの問題として、そういう共通の宗教性を強化していこうという流れがある一方で、あまり宗教性が強くなると政教分離の原則があるので国家との関係を再び作ることが難しくなるから、明確な宗教性がない方がいい。こういうジレンマもあって、結果として、いまのようなかたちになっている。

そういう中で、神道政治連盟を作って政治運動をしてきたわけです。その中には、先ほど言いましたように、古代国家や明治国家のように神道と国家との結びつきをなんらかのかたちで回復しようという動きも、やはり強いと思われるわけです。

例えば、祭り主としての天皇の在り方を明確にするために、明治憲法の解釈でいえば天皇の統治大権と祭祀大権を復活させることを葦津氏らは理想と考えました。通常政治は政治家に委任するのだけれども、天皇がその上にいて、神聖を保つ心を民に持たせて、国論が大分裂する時には国をまとめるために天皇が統治大権と祭祀大権を持つべきだということです。これは、国民主権の現行憲法とは原理的に対立します。

神社の関わる政治運動のサイトなどでは「国柄」という言葉を使っていますが、内部の発行物では「国柄、すなわち国体」という表現がなされることも多いのです。ですから戦前のような国体の復権という願いを持って、いまでもそのための政治活動をしている人たちがいることは否めないのです。

日本会議を批判する本が次々と出版されて注目されましたが、もともと明治憲法時のような国体を復興したりそういう憲法を復元したりしようという運動は、神社本庁系だけではなくて、神道系の新宗教である「生長の家」にもあり

ました。両方が、他の宗教団体とも協力して日本会議の源流を作ったのです。ところが「生長の家」の方は、3代目になって大きく路線を転換して、例えば「安保法」にも反対し、立憲主義が重要だという声明を出しています。ところが、その路線転換に賛成できない元信者たちが、日本会議の事務局やブレンなどとして大きな役割を果たしている。こういうことを解明した著作（菅野完『日本会議の研究』扶桑社新書、2016年）が話題になっています。

ここから言えることは、例えば「生長の家」のような運動においては、政治との関係において大きな路線転換が生じた。ところが神社本庁系の場合、そのような転換や葛藤が明確にはなっていないと思えるわけです。従って、明治憲法や古代国家のようなイメージで政治との関係を回復しようという方たちが今でもいらっしゃって、日本会議批判などでそれがスポットを浴びているんだと思います。

他面で、それが全てかという、必ずしもそうではないと思います。神社本庁ないし神道政治連盟系の人たちの中でも、さまざまな考え方のバリエーションがあるわけです。私の本に収めたインタビューではこの点も明らかにしました。

例えば靖国問題とか大嘗祭などについても、同じような考え方の違いが神社神道の中にも存在します。戦前の国家神道を思わせる考え方もあれば、「民の公共」という観点から興味深い議論や考え方も現れているわけです。そういったものを見ていくと、神社神道には「戦前回帰」を願う人たちがいる反面、一見似て非なる考え方を持っている人もいることがわかります。先ほど言ったように、神社本庁は戦後に、好むと好まざるにかかわらず民間の立場におかれたので、民間の立場から、一応は現行憲法を前提として、どうやって神道的な公共性を実現していこうかというさまざまな試みをしてきました。その中からは、「民の公共」とか「私的な公共」に相当するような考え方も導けます。本ではこの辺の考え方に立ち入った説明をしています。

そういった可能性もしっかり見ていくと、神道を内在的に考えるときに、二つの大きな路線、考え方があり得ると思います。一つは、「国家の神道」を復元

しようというものです。もちろん、こんにちの憲法と衝突してしまいますから、国家神道そのものはすぐには再現できないのですが、一定程度は国家との関係を復元していこうとする考え方です。いまの神社界の政治運動にはこのような考え方が影響しているので、批判をされているわけです。

これに対して、国家と区別された国民というコミュニティの立場から神道を考える可能性もあって、先ほど言ったように今までの試みの中には、そういう「民の公共」としての神道を発展させていく論理的な可能性もある。公共哲学の観点から見れば、こういう発想の神社神道が進展していくのが望ましいのではないかと思って、そういう「国民の神道」の可能性を、いままでの試みの中に探ってみたのです。

今日の政治的問題との関係

さらに、こんにちの大きな政治的な論点の中で、例えば原発問題のような環境問題、安保法のような平和問題、TPPのような経済問題などについても、神道関係者の方々がどう考えているかということインタビューによって明らかにしました。

例えば鎌田先生のインタビューを見ると、神道の一番の中心になる考え方として生態智が潜在教義としてあるのではないかとされています。そういった観点からみれば環境問題に関しては、自然を尊重するが故に原発には反対あるいは慎重な姿勢になるわけです。平和については「安保法」や武力行使といった流れに反対をして、「平和憲法」の精神を尊重する。経済も TPP については稲作は神道にとって非常に大きなシンボルなので、日本の農業という観点から見れば反対を導きだし得るということになるわけです。

あるいは安倍談話が出されて、現在の天皇陛下とのスタンスの違いも話題になりました。後で述べますように本を書いた後で生前退位の問題についてのメッセージが出されましたので、その違いがさらにクリアになってきています。そういう天皇陛下のお考えも含めて、神道的な伝統の中からも「平和憲法」を尊重して「先の大戦」を反省しながら新しい時代をつくっていこうという考え

方もあるわけです。そういう自然や平和を尊重する考え方は、エコロジー的な平和主義と言うこともできるだろうと思います。

もちろん神道の中には、そうではない考え方をされる方もいて、私の本の中でも宮司などの方々が、どういう論理で原発再稼働や安保法を支持する主張をされているかということを紹介してあります。

私とは違う考え方や主張であることが多いのですが、こういった論理を知ること自体は大事だと思います。先ほど言ったように、一般の人が見ることができる公共的な発行物や文献においては、神道の宗教や思想からなぜこのような政策に賛成するのかということが分からないわけです。しかしこれが分からないと、宗教的な観点からの賛否について公共的な議論ができない。

そこでまずは「どういう理由でそういう主張をされているのかを伺いたい」というのがインタビューにおける私の大きな目的です。このような問いに対して宮司や神道研究者が非常に明快に説明をしてくださりました。それを聞いて初めて「こういう論理で、こういった論点について賛成だと言われている」ということが分かったので、これを紹介できたことには大きな意味があると思っています。ぜひ皆さまに自分自身でお読みいただいて、それぞれの観点からご活用いただきたいと思います。

現行憲法を守りたい、あるいはいまの内閣の政治路線に反対だという方には、「何故に神社界の人たちがこういう主張をしているのか」ということが紹介されていますので、それをご覧いただいて反対する理由を公共的にしっかりと主張していただければいいと思います。逆に神社や神道に共感をしたり、その観点から現在の政治路線に賛成したりしている方々にも、神道的な政治の考え方を発展させるために読んでいただければ嬉しいと思います。さまざまな論点が提示されていて、神道の内部でも異なった考え方があることが示されていますし、いままでの試みを生かす新しいアイデアも述べたので参考になれば幸いです。いろいろな立場の方が神道や神社の問題を公共的な議論として考える際の素材としていただきたいと思います。

市民宗教としての国民神道と地球的神道

さらに市民宗教というのは、亡くなられたロバート・ベラーという重要な宗教学者が提起した議論です。これを紹介しながら、神道と政治の関係についての考え方を述べています。さまざまな政治において、その根底に宗教的な次元がある——これがベラーの市民宗教の一番基本的なテーゼで、貴重な考え方だと思っています。ただ、先ほど言ったように特定宗教と国家が結合すると政教分離に反して非常に危険です。そうならないような形で宗教的なスピリチュアリティの考え方が、政治ないし公共的な次元に善い方向で影響する可能性を、いままでの試みからも切り開いていくことが大事なのではないかと思います。私はそれを「公共宗教」とか「公共的霊性」とも呼んでいます。

例えば、葦津氏のような神社本庁に影響を与えた理論家、一般には右翼的な思想家といわれている人の考え方の中からも、このような可能性を紡ぎだすこともできると思うのです。例えばルソーや中江兆民の一般意思という考え方をを用いて天皇の意思を説明しているところがあります。もちろんルソー自身の人民主権論における一般意思の用法とは違うけれども、接点があるわけです。そういった議論も意識しながら議論を進展させることによって、神道の観点からも公共善の実現を目的とする共和主義的民主政治の議論を進展させていく可能性があるのではないかと思います。たとえば天皇退位問題における今の天皇陛下の「お言葉」は、天皇の意思そのものであると同時に、日本人の一般意思とみなせるところがあると思います。

葦津氏は、大嘗祭の議論などで現行憲法を前提としながら戦略的に自分たちの願いを実現する方法も考えて主張しました。それに注目し「神聖な私的公共」の論理としてとらえて発展させることによって、平和憲法を前提としながら、その中で神社や神道の公共性を実現していく方法もあるのではないかと。これに基づいて、象徴天皇の祭祀についても新しいアイデアを提示しました。法的には私的ながら公共的な祈りとして位置づけるという考え方です。これによって現行憲法の政教分離のもとで、市民宗教としての国民神道を形成する可能性が現れると思うのです。

いまの近代的な憲法と国家神道との間に緊張関係があって、神社は戦後に半ば強制的に民間になったので、国家神道そのものに戻そうとするわけではないものの「国家の神道」への志向があって、政治運動が行われてきたのです。これに対して、「国家神道から民間へ」とスライドに書いたように、戦後に神社が民間の立場になった上で公共性を回復しようとして行ってきたさまざまな活動の中で、今の「憲法」を前提として行われてきた部分に関しては、今後むしろ逆に生かせる部分もあるのではないかと。鎌田先生が言われるような出雲系の運動における「立て直し」という壮大なビジョン（本特集、鎌田東二論文参照）、公共的な平和にとっても寄与すると私も思うのですけれども、神社神道の中核にある伊勢系の考え方も含めて新しく公共的な平和を築いていくためにどうすればいいか。そのための可能性を唆したいと考えて「国民の神道」という表現を用いたのです。

また、先ほど言ったように折口の戦後の主張だった人類教も、グローバルな時代においては、あらためてしっかりと振り返って発展させていくべき価値があるのではないかと考えます。鎌田先生は日本の神仏習合を復権させることを主張しておられます。そもそも神道そのものが神神習合だというのは。伊勢系、出雲系というように、異なった流れが習合するという歴史がそもそも神道にはあるということですので、そういった歴史を踏まえながら、単に日本の内部だけではなく、グローバルな観点の習合を発展させられないだろうか。そういった考え方が、いまのグローバル化に対応するように、地球的なスピリチュアリティの基礎を形成する可能性があるのではないかと。これは、神道を地球的発想に展開する地球的な神道ないしグローバル神道という方向です。こうなれば、ベラーのいうグローバル市民宗教の形成に貢献することができるかもしれません。

天皇陛下のメッセージと「まつりごと」

3・11以来、東北の人たちのスピリチュアリティを感じさせるような出来事があり、臨床宗教師などのような新しい活動も生まれ、「平和とスピリチュアリ

ティ」という私たちの問題提起にとって非常に重要な新しい段階に来たと思っています。さらにそれに続いて、先日の天皇陛下のメッセージは、新しい重要なポイントになると思います。

あのメッセージそのものは、ちょうど後書きを書く直前に出たのですが、拙著では「まつりごと」、つまり政治ないし祭事に関して述べていて、それと深く関連しています。「まつりごと」とは祭政一致を意味するという考え方が「国体」の考え方には強く、それが戦前の憲法や、今の改憲論へとつながっています。これに対して、それとは異なった解釈もあるのです。「まつりごと」とは「奉仕事」という意味であって、政治でも祭事でも奉仕することが「まつりごと」です。「まつりごと」は「祭務一致」を意味していて、同一人物が「政治」と「祭事」を行う必要はなく、政治と祭事は分かれていても、それぞれの領域で真剣にその人の職務、つまり「務め」を果たして奉仕することが「まつりごと」の本義であると考えられるのです。天皇陛下のメッセージは、戦後憲法の下で天皇陛下が一生懸命されてきた「お務め」についての考え方を集約されたものなので、とても貴重です。その「お務め」の考え方は、「奉仕事」としての「まつりごと」にちょうど相当します。つまり実質的には祭政一致の考え方を天皇陛下ご自身が否定されているのです。

現憲法の中では、天皇は「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」であるとされています。国事行為は、首相任命や法律などの公布、大臣などの任免認証、国会招集、栄典授与などですから、国家の象徴としての役割と考えられます。これに対して国民の統合の象徴の方は、憲法上は具体的な役割があまり規定されていません。そこで国民統合の象徴としての行動として天皇陛下がご自身で考えて務めてこられたのが、被災地の見舞いや巡幸、学術・文化・体育・福祉・環境などに関する国民的行事への臨席などであると考えられると思うのです。憲法学の通説では「象徴としての地位」に基づく公的行為であるとされていますが、公共哲学の観点からすれば「公共的行為」です。そのような象徴天皇の行動は「民の統合の象徴としての公共的行為」であると思うのです。これは「民の公共」の象徴的行為であり、国民的式典などにおいて民間のボラン

ティアを天皇皇后両陛下が励まされるのは、それが非政治的・非党派的な「民の公共」の行為だからと考えられます。

神社本庁が定めた「敬神生活の綱領」の第3項の中に「大御心」という言葉があります。私の本ではそれについて問題提起をしていますが、大御心は天皇の心ということで、天皇の心を意識して善い生活を送るべき、ということになっているのです。その天皇の心は、今の天皇陛下の心であると同時に、皇祖皇宗、つまり天照大神以来の歴代天皇の心を踏まえているということになっています。

最近注目されている日本会議などの人たちは、その「大御心」を先ほど言った古代の国家神道や明治の憲法体制のようなイメージで捉えて、その方向に日本の国家を戻そうという運動をしているようです。それに対して、いまの天皇陛下の場合は同じく神道の伝統を踏まえつつも、戦後憲法や象徴天皇という立場を前提にしてメッセージを出された。このときに天皇の本当の「大御心」はどちらなのか。これは大きな論点ですね。

具体的な政治に関しては、いま「生前退位を認めるか認めないか、認めるならどういう法律にするのか」というのが大論点ですけれども、それだけではなく、憲法との関係における天皇の在り方について、とても大きな問題提起がメッセージでなされている。

私は、このメッセージは「国家の神道」ではなく「国民の神道」の中核になり得ると思います。民主主義とか国民主権とか政教分離を前提にした上での天皇の在り方が「お言葉」として述べられているからです。それを「大御心」と呼ぶかどうかは人によって違うでしょうけれども、メッセージをしっかり国民が考えて議論することによって、象徴天皇の下における「国民の神道」のビジョンを明確にすることが可能になるのではないのでしょうか。

その意味では、いま平和憲法が揺らいでいますけれども、このメッセージを今後しっかり議論して国民の共通の理解にしていくことによって、再確立していく可能性が出てくるのではないかと思います。天皇陛下のメッセージが定着して「国民の神道」が確立すれば、アメリカの市民宗教に対応するような日本

の市民宗教、つまり民主主義とか政教分離を前提にした政治の宗教的次元となりうるのではないのでしょうか。

天皇陛下は「祈り」という言葉を使われていますが、神道だけではなくて他宗教との協力を含めたスピリチュアルの次元が政治の基礎になり得るという可能性が開けてくるのではないか。天皇の歴史的な祈りは、神道だけではなくて仏教の形でも行われてきたからです。「祈り」が特定宗教と結びつかなければ政教分離とは矛盾しません。それが法的には私的でも実質的には公共的なものとして広く認識されれば、皇室祭祀に関しては今の憲法を無理に変える必要はなくなります。明治以後の神社や神道だけではなくて、先ほどお話しした歴史の流れをもう一度振り返り、新しい時代における在り方を構想するという可能性も考えてみるのが重要ではないかと思うのです。

天皇メッセージと憲法解釈

天皇のメッセージについては、左翼的な人や憲法学者と右翼的な人の両方から違和感が表明されています。左翼的な人や憲法学者などの一部からは、例えば「天皇が政治的なメッセージを送るということは、政治的権能を持たないとした憲法の原理に反する。また憲法において天皇は国事行為だけが定められているのに、今回のメッセージでは巡幸行為などができなくなるから生前退位をしたいという論理になっているから、その論理は成立しない。」という批判が現れています。

他方で右翼的な人々の一部には、明治時代以来、天皇は終身制になっていて、「現人神」という天皇の属性から見て、生前退位をして一人の人間に戻るのとは人間的なことだから、認められないという気持ちがあるようです。それを認めると万世一系の血の原理で成立している国体が揺らぎかねないから、摂政を置くなどの方法がいいというわけです。その論理は「生前退位をする必要はない。なぜならば公共的な巡幸などをする必要はなくて、天皇は宮中深くに存在して、そこで祈ったり存在したりするだけで十分なので、いくら高齢になられても可能だから、生前退位する必要はない」というものです。

ですから、右とか左によって単純に意見が分かれるというわけではありません。左右を超えた非常に大きな問題に関して、天皇陛下のメッセージが今後の日本の在り方、あるいは天皇制の在り方について問いを投げ掛けているわけです。日本の多くの人たちは、むしろ生前退位を認める意見を持っていて、かなりの人は天皇陛下のメッセージの内容にむしろ共感しているのではないかと思うのです。

政治的メッセージだという憲法学者の異論については、ぎりぎりのラインながらメッセージには憲法上の問題はないと考えています。なぜならご自身の高齢による退位の問題に関してのものであり、党派的な政治問題ではないからです。

巡幸などのような、国事行為以外の「公的行為」については、通説は合憲として認めています。憲法上の規定はないのですが、「象徴行為」(象徴としての地位に基づく公的行為)あるいは「公人行為」(公人としての地位に基づく行為)として容認しているのです。天皇のメッセージでは「象徴として務め」とか「象徴的行為」という言葉が頻出しますが、象徴行為説を天皇ご自身が念頭に置かれているのだらうと思います。

天皇は、政治的な意味のある事柄に関しては、国事行為として列挙されていること以外はしてはいけないとされています。問題はそれ以外の行為です。純粋な私的行為は禁止されていないわけですが、公共的な意味のある非政治的行為はどうなのか。通説ではこれを「公的行為」として認めています。ですから、法的には「国事行為 / 公的行為 / 私的行為」とされているものは、公共哲学ではだいたい「公的 / 公共的 / 私的」に対応すると思います²。そこで私は通説という「公的行為」を「非政治的公共的行為」と呼びたいと思います。これについては憲法上の縛りも明文ではありませんし、権力の制約という近代憲法の性格からして天皇の行為規範ありません。つまり、天皇はどうすべきかという

² 詳しく言えば、若干の相違がある。この点については、拙稿「神道における公共性——改憲論 対 生前退位メッセージ」(『現代思想』2017年2月、臨時増刊号、93-102頁、特に第1図(101頁)参照)。

公共的行為の規範については、憲法の原理からして定められていないわけです。

だから天皇のメッセージは、憲法の明文で定められていない公共的行為についてのお考えを表明しているということになります。その内容やその表明が、党派性を帯びるという意味における政治的行為ではないと判断されるならば、これは違憲ではないと思うのです。そしてこの「民の公共」の象徴としての「お務め」が、象徴天皇としての「まつりごと」の一部であるということになりますから、祭政一致とは異なる「まつりごと」の考え方が天皇陛下のお考えとして公共的に表明されているわけです。この「お務め」観は神道と国家との結合を回復しようとする方向のものではなく、「民の公共」を促進する方向のものですから、公共哲学から見ても意義の大きいものだと思うのです。

それでは、このような公共的活動ができなくなるから退位したいと天皇ご自身が言われたときに、それを認めるべきかどうか。いまの憲法では天皇には通常の人権はないのですけれども、本人の意思に基づき退位する可能性を認めるということは、天皇にその点での人権を認めることになります。たとえば亡くなった奥平康弘先生という有名な平和主義的な憲法研究者も、退位の権利は認めることが必要だ、という主張をされています（『万世一系の研究』岩波書店、2005年）。

生前退位を認めるということは、戦後の昭和天皇の人間天皇宣言を引き継いでいくという意味を持っています。実際、メッセージの中に「個人として、これまでに考えてきたこと」という言葉があり、これはきわめて重要です。天皇には「公ありて私なし」という考え方によって、天皇に個人的な人格を認めないというのが右翼的ないし神道的な考えに強いのです。これに対して、人格を認めて象徴天皇のあるべき姿を探究することは近代的感觉に即していると思います。多くの今の日本人の感覚にはむしろマッチするでしょう。神社神道でいうように天皇陛下が神道の伝統を体現しておられて皇祖皇宗の意思を踏まえているとしても、同時に一人の個性ある人間でもいらっしゃるのです。この考え方は論理的にも正しいと思います。

このような考え方は今の憲法と非常に親和性があります。国民主権や民主主

義と整合的なのです。今の天皇陛下は常々「先の大戦」の反省や平和への思いを語られているので、今の平和憲法に即した考え方を言われているのです。あのメッセージは憲法の改正を要求するものではないし、生前退位を可能にする法律を除けば、「お務め」についての考え方を法律にする必要もない。その意味では、法律ではなく、まさに多くの人々の「共有の理解」(マイケル・ウォルツァー)に関わるメッセージだと思います。

そういうものとして国民の意識に定着していけば、天皇制に関して現行憲法を改定する必要はなくなると思います。だからこのメッセージを多くの人々が深く理解して、多くの人たちの神社に対する親しみの感覚と両立するような象徴天皇についての考え方が再確認されるべきではないかと思うのです。

そのことを私は市民宗教という言葉で表現しました。アメリカの大統領は『聖書』に手を置いて就任の宣誓をしますが、人権や民主主義を前提としています。それはキリスト教の文化や歴史のもとで行われていることですが、今回のメッセージは、日本において同じような可能性を開拓する意味を持ち得るのではないかと思います。だから、このメッセージにおける天皇の「務め」についての考え方は、法律にする必要はないしそうすべきでもないけれども、多くの人がしっかりと認識して、これを基礎にして今後の政治の大きな在り方を考えていくべきではないかと思っています。

まとめ

4つの問いを初めに申しましたが、それぞれについてインタビューや考察の中から、それなりの方向性が出てきました。例えば、ローカルなコミュニティにおける神社神道の衰退に対しては、一般の人を広く受け入れる在り方と宗教性を深めていくという「2つの道」を両立させていくという可能性が示されました。政治については、現行憲法あるいは近代憲法の精神を前提にしながら、公共的な神社神道を発展させていく可能性——国家の神道ではなく国民の神道として発展させていく可能性があると思います。それは、公共的な宗教として神道が発展していく道ではないかと思うのです。

拙著の第6図(388頁)には、神道に関する多様な考え方を集約して示しました。これを見ると、祭政関係すなわち宗教と政治の関係や、政治・政策において様々な考え方があるということが見取り図のようにわかるのではないかと思います。これをご覧になって、「様々なバリエーションの中の、どこに自分の考え方が相当するのか」ということを考えながら、別の可能性も考慮していくという可能性もあるでしょう。

なるべく神道や神社を内在的に考えようとして書きましたので、公共哲学という活私開公とか熟議という可能性を日本文化の中から開くことを願っています。いま憲法改正や天皇生前退位問題のような神道との関わりの深いテーマが公共的な関心事になっているので、あらためてこういった問題をわれわれは真正面から公共的に考えて議論してみることが大事だろうと思います。

先ほど言ったように、現在の神道界あるいは神社界の政治運動では、あまり宗教的な主張を言わない。しかし、突き詰めてみると、その奥には祭政一致のような極めて宗教的な考え方があるわけです。だから「どういう宗教的な考え方が根底にあって主張される改憲運動なのか。そして、同じ神社神道でも他の可能性もあるのか」——そういったことをしっかりと多くの人知った上で公共的な議論を発展させることが大事だと思います。

(こばやし・まさや)

*本稿は、地球福祉環境研究センターの「研究プロジェクト3 時代を読む(5)ーグローバルイノベーションとグローバル・ガバナンス」に関わる研究成果である。(公共研究編集委員会)